

## 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

### 防災課

#### 1 立法の背景

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっているところです。

一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっているところです。

このような現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、第185回臨時国会において、衆議院総務委員長提出により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。）が制定され、平成25年12月13日に公布され、同日付けで一部規定を除き施行されました。

#### 2 法律の内容

この法律においては、①地域防災力の充実強化に関する計画の策定、②全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、③国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、④公務員の兼業の特例、⑤事業者・大学等の協力、⑥消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、⑦地域における防災体制の強化について規定されています。

#### 3 法律に基づく消防庁の取組

消防庁では、この法律を踏まえ、消防団員確保、処遇の改善、装備の充実について検討するために「消防団充実強化対策本部」を12月24日に立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制をとりました。

また、消防団の装備の充実に関連して、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算においては、消防団の救助資機材搭載車両の整備として合計約34億円計上しました。また来年度からの地方財政措置として、消防団装備に対する地方交付税を、平成25年度は標準団体（人口10万人）あたり約1,000万円であることを大幅に増加させる予定であるとともに、消防団車両及び拠点施設の機能強化に対する地方財政措置（緊急防災・減災事業債：平成25年度実施予定額約85億円）を継続実施することとしました。装備の充実を踏まえ、各都道府県、政令指定都市の消防学校における消防団の教育訓練の充実強化をより一層強力に推進していくこととしています。

さらに消防団員の処遇の改善に関連して、消防団員の退職報償金を一律5万円（最低支給額20万円）引き上げることとしました。

また各地方公共団体に対しては、報酬・手当の決算ベースでの支給額が交付税措置額を大幅に下回る状況であることを踏まえて、報酬・手当の条例単価が低い市町村において、積極的な単価の引上げを行うよう要請するとともに、消防団員の確保や報酬・手当の改善、装備の充実などについては、今般成立した法律並びに平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算・地方財政措置を踏まえ、積極的に取り組むよう要請しています。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 中島  
TEL: 03-5253-7525